

## 静岡県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条第8項の規定に基づき、掛川市において平成24年3月30日付け県公報第2381号告示第317号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和2年3月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 区域の名称

南西郷宮側A土砂災害警戒区域 南西郷宮側A土砂災害特別警戒区域

南西郷宮側B土砂災害警戒区域 南西郷宮側B土砂災害特別警戒区域

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

### 3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）